



® 平成 29 年 12 月 12 日 (火)

No. 14588 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権等侵害罪に関する裁判例の動向と課題(上)(1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版)……(6)

著作権等侵害罪に関する裁判例の 動向と課題(上)

弁護士・新潟大学法学部

准教授 田中 良弘

はじめに

本稿は、著作権等侵害罪(著作権法119条1項)に関する裁判例について、行政刑罰のあり方の観点から検討するものである。筆者は、本紙平成29年10月12-13日号(No.14547-14548)に掲載された「著作権法上の刑罰規定に関する一考察—著作権法の実

効性確保の観点から—」において、著作権法(昭和45年法律第48号。以下、単に「法」という)における刑罰規定(法119条ないし124条)について検討を行い、同法上の義務の履行確保に重要な役割を担う著作権等侵害罪の構成要件が抽象的・包括的にすぎ、その厳格な適用がかえって「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」という同法の目的(1

21世紀は 知力・英知 の時代

創立 1922 年

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治

所長代理弁理士 七條 耕司

副所長弁理士 小橋 立昌

弁理士 鈴木 康裕

意匠部長弁理士 関口 剛

弁理士 樋口 正樹

弁理士 紀田 馨

国際部長弁理士 田口 滋子

商標部長弁理士 岩崎 良子

特別顧問弁理士 細井 貞行

管理部長 菅野 公則

特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531(代)

【虎ノ門サテライト】 TEL: 03-6206-6479

【帯広支部】 TEL: 080-6516-4160

【仙台支部】 TEL: 022-266-5580

【山形支部】 TEL: 023-651-6102

【神奈川支部】 TEL: 045-532-3827

【浜松支部】 TEL: 080-2077-6544

【名古屋支部】 TEL: 090-4227-5957

【大阪支部】 TEL: 090-6269-0885

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

条)に反するおそれがあることを指摘した。

本稿においては、著作権等侵害罪の構成要件に関する裁判例について整理・分析を行い、上記の著作権法の目的に沿った実効性確保の観点から、著作権等侵害罪の構成要件のあり方について検討を加えることとした。

1 旧著作権法37条に関する裁判例 (戦前)

著作権等侵害罪について規定する法119条1項の前身にあたる旧著作権法(明治32年法律第39号。以下「旧法」という)37条は、「偽作ヲ為シタル者及情ヲ知テ偽作物ヲ発売シ又ハ頒布シタル者ハ五十円以上五百円以下の罰金ニ処ス」¹と規定し、①偽作および②偽作物の発売または頒布について罰金刑を定めていた²(以下、偽作の罪を「偽作罪」という)。第二次世界大戦前における偽作罪の構成要件に関する主要な裁判例としては、以下のものがある。

(1) 大判明治36年9月15日刑録9号1305頁

本件は、旧法制定以前に成立した著作物について、偽作罪の対象となるか否かが問題となった事案である。

旧法附則47条は、「本法施行前ニ著作権ノ消滅セサル著作物ハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ保護ヲ享有ス」と規定し、旧法施行前に成立した著作物であっても、施行時に「著作権」が消滅していないものについては旧法の保護が及ぶ旨を規定していた。

他方、旧法のさらに前身である版權法(明治26年法律第16号)3条本文は、「版權ノ保護ヲ受クムト欲スル者ハ…版權登録ヲ内務省ニ願出ヘシ」と規定して、登録を版權保護の要件としていた(ちなみに、制定当初の旧法15条2項は、「発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権者ハ登録ヲ受クルニ非サレハ偽作ニ対スル民事ノ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス」と規定し、登録がなされていない著作物については民事訴訟による救済が受けられない旨を定めていた)。そのため、原審は、旧法の施行前に成立した著作物については、版權法による登録がなされていない限り偽作罪の対象とはならないと判示して、被告人に無罪を言い渡した。

これに対し、大審院は、「著作権法ニ所謂著作権ハ版權法ニ規定シタル版權ト全ク同シカラズ版權法ニ依レハ版權ハ之ヲ登録スルニ非サレハ存在

セスト雖モ著作権ハ之ト異ナリ著作者カ其権利ヲ登録スルト否トハ唯偽作者ニ対シ民事ノ訴訟ヲ提起スルヲ得ルト否トノ差アルニ止マリ其権利ハ登録ノ有無ニ拘ハラス常ニ之ヲ享有スルモノトス」とした上で、「著作権法附則第四十七条ニ依レハ…本法施行以前ノ著作物ニ付テモ亦著作権ノ存在ヲ認め之ヲ保護スルノ趣旨タルコト明カナレバ其著作者カ版權ノ登録ヲ為サ、リシカ為メ著作権法ノ保護ヲ興ヘサル理由アルヘカラス」と判示して、原判決を破棄し被告人に罰金100円を言い渡した。

検討するに、著作権は、文化の発展という政策目的を実現するための法技術として人工的に定められた権利であることからすれば³、旧法施行前に同法によって定められた著作権は存在し得えない。そのため、原判決のように、同法附則47条という「著作権」は、図書に関する限り⁴、旧法の前身である版權法所定の版權を意味するという解釈も論理的には成り立ち得るものと思われる。本判決は、厳密には旧法附則47条の解釈が問題となった事案であるが、本稿の問題関心からは、必ずしも一義的に明らかであるとはいえない旧法37条所定の偽作罪の構成要件につき、原審(広島控訴院)と大審院とで解釈が分かれた事例として重要な意義を有するものといえよう。

また、明治43年改正前の旧法15条2項は、「発行又ハ興行シタル著作物」について、登録を受けていない著作者は民事訴訟を提起することができない旨定めていたが、本判決は、登録の有無にかかわらず著作者は著作権を享受するとして、偽作罪の成立を認めている点も注目される(同趣旨の大審院判例として、大判明治40年3月18日刑録13号263頁がある)。

(2) 大判明治37年4月21日刑録10号848頁

本件は、偽作罪の成否に関し、旧法1条1項という「複製」の意味するところが問題となった事案である。

弁護人は、形体および文体において原著作物と異なる部分のあることを理由に被告人の行為は「複製」に該当せず、偽作罪は成立しない旨主張したが、大審院は、「著作権法第1条ノ所謂複製トハ原著作物ト全然同一ノモノヲ再製スル行為ノミヲ謂フニ非ズシテ原著作物ノ枝葉ニ於テ多少ノ修正増減ヲ加フルモ其趣旨ニ於テ彼此同一ナル程度